

## 道州制推進基本法案（骨子案）について

全国町村会は、さる11月20日、「道州制基本法案」の国会提出と道州制の導入に断固反対していく特別決議案を採択いたしました。

その中で、①道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出す②税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大する③道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある④道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていくこと等を指摘したところです。

貴本部からは、本会の道州制の基本法案についての意見に対し、10月31日、「道州制基本法案について（回答）」をいただき、「同法案については、道州制の導入を必ずしも前提としていないものである」とされていました。

しかしながら、12月5日にお示しいただいた「道州制推進基本法案（骨子案）」によれば、①『第1 総則 1 趣旨』で、「道州制の導入の在り方について具体的な検討に着手するため」とされ、②『第2 道州制推進本部 2 所掌事務』では、道州制推進本部の所掌事務を「道州制に関する企画及び立案、施策の実施の推進」とされ、

③『第4 必要な措置』では「道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、法案の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」とされているなど、基本法案は道州制導入を前提にしていると言わざるを得ません。

また、「回答」では、「道州制の導入は、市町村合併を前提とするものではない」とされていますが、①現行の市町村の合併を前提としないならば、基本法案にわざわざ「基礎自治体」という用語を使用する必要はなく、②法案「第3 道州制国民会議 10 道州制国民会議への諮問等」の諮問事項に「ク道州及び基礎自治体の名称その他組織に関すること」が例示されていますが、合併を前提としないのであれば、基礎自治体の名称を検討する必要はなく、さらに諮問事項に「コ基礎自治体における地域コミュニティの役割に関すること」が例示されており、これは合併によって解消される市町村の区域について配慮する意図によるものと言わざるを得ません。

また『第1 総則 3 基本理念 ⑤』で「基礎自治体は・・都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ自ら実践することができる主体とすること」とされており、現行の市町村すべてが当てはまるものとは考えられないことから、基礎自治体を整備するためには、市町村合併が不可避と考えられます。

以上の通り、示されました基本法案は、道州制の導入と市町村合併を前提としていると受け止めざるを得ません。

平成の大合併を終え、各地域がどのような状況に置かれているかをしっかり把握するなど合併の検証を行い、これらを踏まえて道州制の必要性自体を、まず議論すべきです。

以上のことから、全国町村会としては、「道州制推進基本法案」の次期通常国会への提出と道州制の導入に断固反対します。

なお、あえて法案について疑問点を指摘させていただければ別添のとおりです。